中小企業等経営強化法に係る固定資産税の特例チェックシート（令和５年３月３１日以前取得分）

１．特例対象条件の確認　下記項目について、当てはまる方に○をつけてください。

確認事項		確認欄	
先端設備等導入計画の認定事業者が **資本又は出資を有する法人の場合**	１月１日（賦課期日）現在における資本金の額又は出資金の額は１億円以下ですか？	はい	いいえ
先端設備等導入計画の認定事業者が **資本又は出資を有しない法人や個人の場合**	１月１日（賦課期日）現在における従業員数は1,000人以下ですか？	はい	いいえ

以降は新たに設備を導入された場合のみ質問に回答をしてください。
計画を変更し、設備の導入を行う場合も対象です。
新たに設備を導入せず、前年度から継続して特例を受ける場合は２，３の項目を省略できます。

２．特例対象設備の確認　下記項目について、当てはまる方に○をつけてください。

課税標準の特例を届け出る設備は下表に該当していますか？

設備の種類	機械装置	測定工具及び検査工具	器具及び備品	建物附属設備	構築物	事業用家屋
取得価額	160万円以上	30万円以上	30万円以上	60万円以上	120万円以上	120万円以上
取得期間	先端設備等導入計画の認定日～令和５年３月31日まで					
共通要件	・先端設備等導入計画に従って取得（リースの場合は契約）した設備であること ・生産、販売等の用に直接供されるものであること　・新品　・ソフトウェアでないこと					
その他要件	・生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均１％以上向上すること ・労働生産性が年平均３％以上向上するもの					・新築　・取得価額の合計額が300万円以上の先端設備等を稼働させるために取得又は建設されたもの

はい　いいえ

申告対象設備に補助金がある場合は、圧縮前の取得価額を記入していますか？	はい	いいえ
認定書に記載の設備の金額と償却資産申告書の取得価額は一致していますか？いいえの場合はその理由を記入してください。	はい	いいえ
（理由） なお、確認が必要な際には設備購入時の契約書等の写しを提出していただく場合もあります。	はい	いいえ

３．提出書類の確認　確認のうえ右側の欄にチェックをお願いします。

項番	提出書類	レ欄
1	償却資産申告書・種類別明細書・課税標準の特例に係る届出書【金沢市様式】	
2	先端設備等導入計画認定書（写）・先端設備等導入計画に係る認定申請書（写）	
3	先端設備等導入計画に関する確認書（写）【認定経営革新等支援機関発行】	
4	中小企業等経営強化法の先端設備等に係る生産性向上要件証明書（写）【工業会等発行】	
5	中小企業等経営強化法に係る固定資産税の特例チェックシート（当該書類です）	
／	（リース会社が特例の届出書を提出する場合）	／
6	リース契約書（写）・固定資産税軽減計算書（写）【公益社団法人リース事業協会発行】	
／	（事業用家屋が含まれる場合）	／
7	建築確認済証（写）・家屋の平面図等（写）・先端設備等の購入契約書等（写）	

提出書類２について、計画を変更された場合は最新の計画認定書、認定申請書を提出してください。

提出書類４については、中小企業等経営強化法と記載された様式のものが必要です。

また、先端設備等導入計画認定事務で金沢市商工労働課と情報共有する場合があります。

年　　月　　日

先端設備等導入計画の認定事業者（氏名／法人名）

担当者名（　　）
連絡先　（　　）

リース会社（リース契約をしている場合のみ）

本チェックシートは、旧地方税法附則第64条に規定する先端設備等についての課税標準の特例を届け出るための書面です。

【問い合わせ先及び提出先】
金沢市資産税課償却資産係TEL：076-220-2158　FAX：076-220-2182